

積立式期日指定定期預金規定

1.【預入れの方法等】

- (1)この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。
- (2)この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2.【口座振替による預入れ】

- (1)口座振替によりお預入れは、振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替指定口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなくその日の口座振替を行いません。
- (2)振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当店に届出てください。

3.【預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等】

この預金への預入れは、預金口座にあらかじめ指定をうけたお積立コース、税区分により次のとおり取扱います。

- (1)預入日から指定された満期日(以下「指定日」という。)までの期間が3か月の場合は3か月スーパー定期預金とします。
- (2)預入日から指定日までの期間が3か月超6か月未満の場合は3か月から5か月の自由金利期日指定定期預金とします。
- (3)預入日から指定日までの期間が6か月の場合は6か月スーパー定期預金とします。
- (4)預入日から指定日までの期間が6か月超1年未満の場合は6か月から11か月までの自由金利期日指定定期預金とします。
- (5)預入日から指定日までの期間が1年以上3年以下の場合預入日に指定日を満期日とする自由金利期日指定定期預金とします。
- (6)預入日から指定日までの期間が3年超の場合
 - A. 預入日から指定日までの期間が3年超3年3か月未満の場合預入日にまずスーパー定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって指定日を満期日とする自由金利期日指定定期預金に継続します。
 - B. 預入日から指定日までの期間が3年3か月以上の場合
預入日にまず預入日の3年後の応答日を満期日とする自由金利期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)－Aの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により指定日までの期間(以下「残りの期間」とします。)に応じたスーパー定期預金に継続します。
 - C. 上記Bの場合に残り期間が3年3か月以上のときは、上記Bの方法(この場合「預入日」は「継続日」とします。)により残りの期間に応じた定期預金に継続します。

4.【利息】

- (1)この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表(以下「預金利率表」といいます。)記載の定期預金利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。
自由金利期日指定定期預金は、預入日(または継続日)から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法で計算し、満期日に元金とともに支払います。
 - A. 預入日(または継続日)から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……「預金利率表」記

載の1年定期預金利率

B. 預入日（または継続日）から満期日までの期間が2年以上の場合……「預金利率表」記載の2年定期預金利率

- (2) この預金の満期日以後の利率は、満期日から解約日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率に変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とします。

5.【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (4) この預金は契約を解約せずに満期日前に積立残高の一部を預金金額単位に指定して解約することができます。この場合、解約する金額は1万円以上とします。

6.【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。尚、通帳の再発行は当金庫所定の手数料をいただきます。

7.【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.【盗難通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等】

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
なお、本条は個人の預金者のみの取扱いとさせていただきます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を

確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当金庫が、当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合でも、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.【譲渡、質入れの禁止】

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10.【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

2020年4月1日現在